

# 宇都宮市立田原中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

本校では、「いじめほどの生徒にも起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

この度、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、第13条※の規定に基づき、生徒がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 1 いじめの防止等のための基本理念等について

### （1）基本理念

- 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、生徒の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

※ 下記の方針は、いじめ防止の観点からも有効と考えられる。

- 職員会議で、生徒の動向について情報の共有化を図る。

### （2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

#### ① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童（生徒）に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図る。

- ・ 生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

#### ②いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

#### ③いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた生徒の安全確保を図る。
- ・ いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒への背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

#### ④家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

#### ⑤関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を新設・拡充し、組織的対応の強化を図る。

※ 下記の方針を今後も堅持する。

- ・ 地域住民からの「いじめかもしれない」という、電話等による情報提供には迅速に対応する

## 2 学校におけるいじめ防止等の取組について

### (1) 組織的な取組

いじめの問題は、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、いじめ等に係る校内組織を設置する。

なお、いじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要に応じて関係職員を加えるなどする。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

#### ①いじめ等対策委員会

〔構成員〕 学校長，副校長，生徒指導主事，スクールカウンセラー（地域学校園ＳＣ），ＳＣＭ，学年主任，必要に応じて当該生徒の学級担任。

〔取組内容〕

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善

②校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

※ 必要に応じて，学校の実情に応じて，上記以外の内容を追加して研修を行う。

（２）いじめの防止等の取組

①いじめの防止

「いじめはどの生徒にも起こりうる」との認識の下，未然防止の取組の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ あいさつ運動の実施（６月，１１月）
- ・ 田原地区を元気にする標語の募集・選考（７月）
- ・ 田原地区を元気にする標語の作成と学校間における交換，掲示

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・ 「いじめに関するアンケート」の実施とその兆候が判明した場合の早期の対応
- ・ Ｑ－Ｕ検査の実施と，その傾向の指導への活用

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・ 縦と横のつながりをもち，自分の居場所を確保するとともに自分の個性を伸ばす意味からも，学校行事への積極的な取り組みを重視する。

エ 児童生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・ 生徒会の企画による，「いじめ撲滅集会」を実施する。

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・ 生徒指導主事と情報教育担当とが連携し，「情報モラル」に関する資料をもとに，３学年合同の「学級活動」で「情報モラル」についての意識づけを行う。

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・ 全学年一斉に，いじめ撲滅を扱う教材を準備し「道徳」の授業で「いじめ撲滅」の意識づけを行う。

※ 下記の視点も、「いじめ」を考えるときに重要であろう。

- ・教職員・生徒ともども、「人権感覚」の醸成を図っていく。
- ・各教科の「年間指導計画」に「人権」との関連も視点に入れる。

## ②いじめの早期発見

児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

### ア 児童生徒、保護者への相談窓口等の周知

- ・職員会議、生徒指導部会、教育相談部会で、配慮を要する生徒の情報交換を通して、必要に応じて関係機関の紹介・利用を促す。

### イ スタンダードダイアリーの活用

- ・学級担任と学級の生徒をつなぐ交流の場として、大いに活用を勧める。

### ウ 児童生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・いじめゼロ月間、長期休業明けには「いじめ防止アンケート」を実施する。
- ・2学期制の6月（全学年）・1月（1・2年）に、教育相談を実施する。

### エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・生徒指導主事と情報教育担当との連携により、ネット上の問題発生の有無を、関係機関の協力も得て確認する。

### オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・職員会議で、生徒指導主事関係、情報モラル関係の研修の報告の場を必ずもつ。

※ 下記の視点も重要と考えられる。

- ・各学年3クラスという、小規模校であることを生かし、全教職員で全生徒をみていくということで、ちょっとした情報も尊重していく。

## ③いじめの対処

事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

※被害者，加害者，関係児童生徒から事情を聴くなどして正確に事実関係を把握する。

イ いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と，いじめを行った児童生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

ウ いじめの解決に向けた，保護者や市，関係機関・団体等との連携

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報

### 3 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校ホームページで公開するとともに，魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより等を活用するなどして周知を図り，いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され，実効性のあるものとなっているかについて，「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり，本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなどして，取組内容や取組方法の改善に取り組む。

※ 下記の働きかけによる「いじめ等対策委員会」の実施もありとしたい。

- ・ 生徒指導部会，教育相談部会の協議をとおして，実施が必要と認められた時。